

千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）の骨子

I 千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）の骨子

1 条例（案）制定の背景

緑地面積率の状況

- 工場立地法（昭和49年3月施行）による緑地面積率
 - 規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上
 - 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所は除く）
 - 周辺環境との調和を図るため、全国一律に工場敷地面積の20%以上の緑地面積を確保
- 千葉市工場立地法地域準則条例の制定（平成20年4月施行）
 - 工業専用・工業・準工業地域における緑地率を緩和しました。
（工業専用・工業地域：10%以上、準工業地域：15%以上）
- 工場立地法の緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の改正（平成23年9月施行）
 - 地方自治体が緩和することが出来る緑地率などの下限が5%引き下げられました。
（工業専用・工業地域：10%以上 → 5%以上、準工業地域：15%以上 → 10%以上）

緑地面積率の緩和の必要性

- 臨海部を中心に立地している素材・食品等の企業は、グローバル競争にさらされており、かつてない厳しい経営環境が続く、県内においては臨海部の企業の生産停止・縮小の動きが相次いでおり、今後、千葉市内へ波及する恐れがあります。

（これまでの企業の主な動き）

平成25年2月 住友化学千葉工場（市原市） 平成27年9月までにエチレン生産を停止
平成25年5月 新日鐵住金君津製鐵所（君津市） 平成27年度末までに高炉1基を中止

- 千葉県が「京葉臨海コンビナート競争力強化検討会（※）」を立ち上げ、臨海部の関係各市と連携して緑地率の緩和をはじめとした規制緩和などの対応を行うこととしております。

（※）京葉臨海コンビナート競争力強化検討会（平成25年度に千葉県が設立）
【目的】コンビナート地域の競争力強化のため、今後の対応を検討する。
【委員】関係自治体（千葉市、市原市、袖ヶ浦市、君津市）、湾岸部立地企業 5社

- 千葉市の臨海部に立地している市内企業からも、工業が主となる工業専用・工業・準工業地域では、緑地率等の緩和の要望が出されています。

○ 臨海部における工場の再生・活性化、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進し、市内経済の活性化を図るため、条例の改正が必要となります。

2 条例（案）の内容

緑地面積率・重複緑地の算入率の上限値

【趣旨】近年の公害防止技術の著しい進展や、臨海地域の地理的特性等を総合的に勘案し、企業がより活動しやすい環境を整備します。

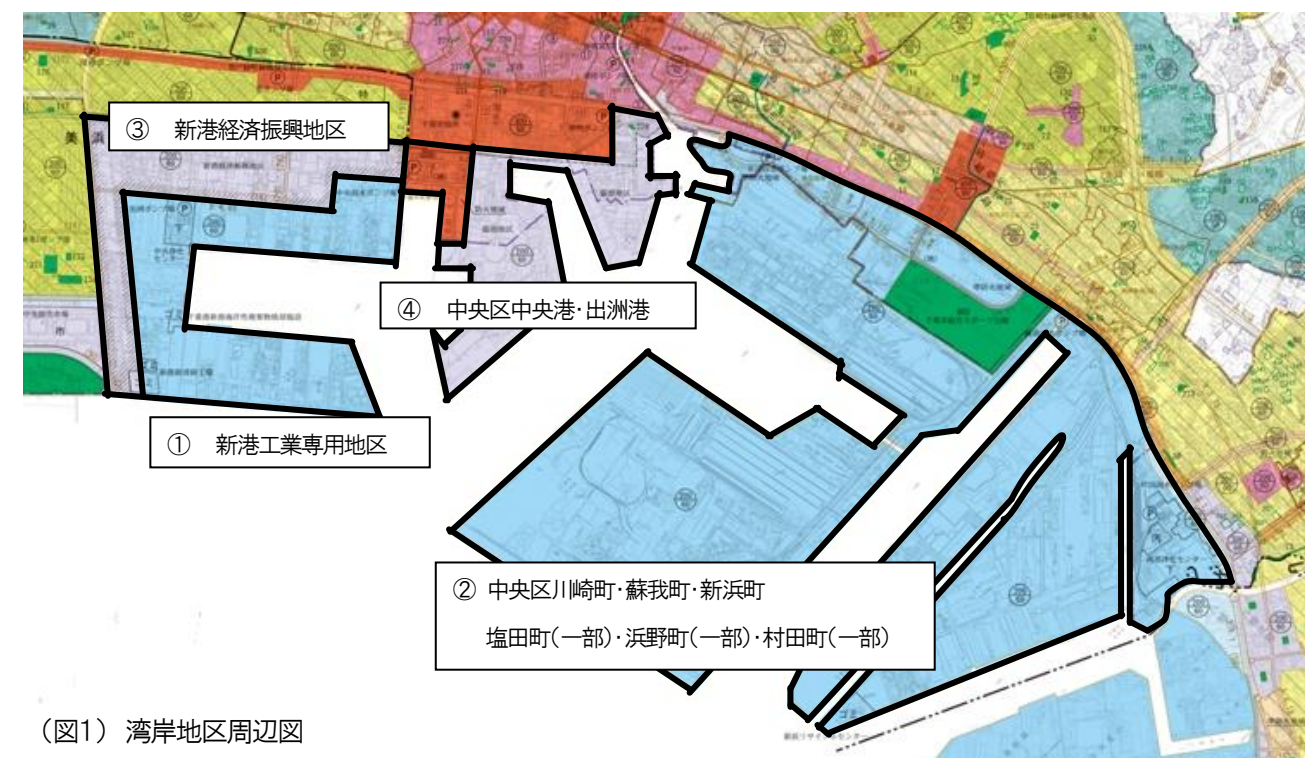
【緑地率】

| 現行制度 | | 改正後 | |
|-----------|-------|-----------------------------|--------------|
| 工業専用・工業地域 | 10%以上 | 工業専用・工業地域（以下の①、②の地域） | 5%以上 |
| | | 同（それ以外の地域） | 10%以上 |
| 準工業地域 | 15%以上 | 準工業地域（以下の③、④の地域） | 10%以上 |
| | | 同（それ以外の地域） | 15%以上 |

○ 重複する緑地（屋上緑地、壁面緑地など）の算入の上限値について

【重複緑地の算入率】

| 現行制度 | | 改正後 | |
|----------------------|--|----------------------|---------------|
| 規定なし （全市域 25/100） | | 以下の①、②、③、④の地域 | 50/100 |
| | | それ以外の地域 | 25/100 |



（図1）湾岸地区周辺図

Ⅱ スケジュール

平成25年11月15日(金)～12月16日(月) パブリックコメント手続

平成26年 2月 議会(条例案上程)
4月 地域準則条例の改正

Ⅲ その他

千葉市工場等緑化推進要綱の改正について

千葉市工場立地法地域準則条例の改正と整合性を図るため、同要綱の緑化率を改正します。

| 現行 | 改正(案)【該当部分抜粋】 |
|-------------------------------|---|
| ○工場敷地内緑地(※) ・工業専用・工業地域 10% | ○工場敷地内緑地(※) ・ <u>工業専用・工業地域(①、②の地域)</u> 5% 同 (それ以外の地域) 10% |
| ・準工業地域 15% | ・ <u>準工業地域(③、④の地域)</u> 10% 同 (それ以外の地域) 15% |

(※)地上緑化(樹木による緑化)がなされた敷地をいいます。